

千葉県消防広域化推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）の策定その他消防の広域化の推進に関し、検討するため、千葉県消防広域化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 推進計画に関する検討
- (2) その他市町村の消防の広域化の推進に関する検討

(組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、防災危機管理部長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の構成は、別表のとおりとする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災危機管理部消防課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。

千葉県消防広域化推進検討委員会 委員構成

No	構成	所 属
1	会長	防災危機管理部長
2	委員	千葉県消防長会会長（千葉市消防局長）
3	〃	（消防長会第1ブロック） 船橋市消防局長
4	〃	（消防長会第2ブロック） 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長
5	〃	（消防長会第3ブロック） 山武郡市広域行政組合消防長
6	〃	（消防長会第4ブロック） 松戸市消防局長
7	〃	千葉県市長会 （市長会推薦者）
8	〃	千葉県町村会 （町村会推薦者）
9	〃	総務部市町村課長
10	〃	防災危機管理部消防課長